



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課) ……5
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) ……10
- 大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例……………(企画法制課) ……10
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例……(人事課) ……11
- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課) ……11

規則

- 大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則……………(企画法制課) ……11
- 市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則…() ……11

訓令

- 大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱……………(広報情報課) ……12

告示

- 身体障害者相談員設置要綱……………(社会福祉課) ……15
- 知的障害者相談員設置要綱……………() ……17
- 社団法人大和高田市シルバー人材センター運営補助金交付要綱の一部を改正する告示……………(産業振興課) ……19
- 5月市議会臨時会の招集……………(財政課) ……20
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……20
- 指定特定相談支援事業者指定又は指定障害児相談支援事業者の指定……(社会福祉課) ……20
- 違反広告物の保管……………(土木管理課) ……21
- 平成24年度大和高田市一般会計補正(第1号)要領の公表……………(財政課) ……21
- 平成24年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の専決処分要領の公表……………(財政課) ……22
- 指定特定相談支援事業者の指定……………(社会福祉課) ……24
- 放置自転車等の移動保管……………(生活安全課) ……25

公告

- 公共下水道事業に伴う測量(1)に関する条件付き一般競争入札公告…(契約監理室) ……25
- 東中2丁目地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……27
- 学校施設耐震改修設計業務(陵西小学校棟No.11・16)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……29
- 学校施設耐震改修設計業務(高田小学校棟No.11)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……32
- 学校施設耐震改修設計業務(磐園小学校棟No.9-1・9-2)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……34
- 農用地利用集積計画……………(産業振興課) ……36

教育委員会

- 大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱……………(教育総務課) ……36
- 児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(学校教育課) ……38

○6月定例委員会の招集	(教育総務課)	38
選挙管理委員会		
○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	38
○選挙管理委員会の招集	(〃)	38
○選挙人名簿等に登録した者の氏名等を記載した書面等の縦覧	(〃)	39
○議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	(〃)	39
農業委員会		
○農業委員会6月定例委員会の招集	(農業委員会)	39
公営企業		
○指定給水装置工事事業者の指定	(水道総務課)	40

公布された条例のあらまし**◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 平成24年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に係る負担調整措置を原則3年延長（平成24年度から平成26年度まで）することとしました。また、住宅用地特例も現行を継続します。ただし、住宅用地に係る特例措置は継続的な措置を講じた上で平成26年度に廃止することとなります。（附則第10条の3、第11条、第11条の2、第12条、第13条、第13条の3、第15条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条及び第25条並びに改正条例附則第3条及び第4条関係）
- (2) 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置が講じられたことに伴い、当該特例措置の適用を受ける場合において所要の手続を行うことを義務付けることとしました。（附則第18条の14の2関係）
- (3) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設及び下水道除害施設の固定資産税の課税標準の特例措置に係る条例で定める割合を、それぞれ3分の2、4分の3としました。（附則第10条の2）

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部改正により、東日本大震災被災者への負担軽減が図られたことに伴い、所要の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 附則第4項中「金額から（）」を「金額（）」に改めます。
- (2) 附則に「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」に関する規定を加えます。

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

民法の改正により、法人が未成年者の未成年後見人になることができるようになったため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

未成年者の開示請求、訂正請求、削除請求及び中止請求に際して法定代理人が法人である場合の規定を追加します。（第18条、第24条、第27条及び第30条関係）

3 施行期日

平成24年5月14日

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

公益法人制度改革に伴う派遣先団体の名称変更により規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

職員を派遣する団体の名称を変更します。

「社団法人大和高田市シルバー人材センター」→「公益社団法人大和高田市シルバー人材センター」

3 施行期日

平成24年5月14日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とします。(第27条関係)

3 施行期日

平成26年1月1日

条 例**条例第12号**

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に、「附則第19条の4第5項」を「附則第19条の4第3項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の2を削る。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第18条の14の次に次の1条を加える。

第18条の14の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1） 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らか

にする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館(次号及び第5号において「博物館」という。)を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第18条の15の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第18条の15の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第18条の16の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附則第19条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第20条第1項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第2項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第3項を削る。

附則第21条及び第22条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第22条の2を削る。

附則第23条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第25条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「前項」を「前条」に、「第394条の3」を「第349条の3」に、「又法附則第15条」を「又は法附則第15条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「附則第25条」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第27条中「、第20条第3項及び第21条」を「及び第21条」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第20条第1項及び第20条第3項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「附則第20条第3項から第23条まで及び第25条第4項」を「附則第21条から第23条まで」に、「から第25条第4項まで」を「及び第25条」に、「附則第27条の2第5項」を「附則第27条の2第3項」に改める。

附則第28条中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第18条の16の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則

第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 改正前の大和高田市税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)附則第12条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項並びに第13条の3第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項
旧条例附則第13条の3第2項	前項	附則第13条の3第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第13条の3第4項		0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第13条の3第1項

5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定(固定資産税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の3	若しくは第13条の3又は大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成24年条例第号。以下「平成24年改正条例」という。)附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の大和高田市税賦課徴収条例(以下「平成24年改正前の条例」という。)附則第12条第2項若しくは第4項若しくは第13条の3第2項若しくは第4項
	附則第13条の3	附則第13条の3又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第13条の3第2項若しくは第4項

附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項
-----------	---------	--

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第20条第1項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第3項並びに第25条第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第20条第1項	前条	附則第19条
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第20条第3項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
旧条例附則第25条第2項	第2項	附則第19条
	前項	附則第25条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
旧条例附則第25条第4項	10分の8	10分の9
	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	附則第25条	附則第25条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第27条	及び第21条	及び第21条並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第20条第3項
	附則第25条第	附則第25条第6項において読み替えて準用される

6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第20条第1項及び第3項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
から第23条まで	から第23条まで並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第20条第3項及び第25条第4項
及び第25条	及び第25条並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第25条第2項及び第4項

条例第13号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「金額から（）」を「金額（）」に改める。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは、「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条例第14号

大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年5月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大和高田市個人情報保護条例（平成13年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号、第24条第1項第1号、第27条第1項第1号及び第30条第1項第1号中「居所」の次に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第15号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年5月14日

大和高田市長 吉 田 誠 克

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第16号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年5月14日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の大和高田市税賦課徴収条例第27条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

規 則

規則第17号

大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市政治倫理条例施行規則（平成15年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則第23号

市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年5月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成13年規則第33号)の一部を次のように改正する。

様式第9号中

「^{ふりがな}氏名
電話番号」を

「^{ふりがな}氏名
〔法定代理人が法人である場合にあっては、その
商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名
電話番号〕」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「情報公開室」を「企画法制課」に改める。

様式第19号、様式第24号及び様式第29号中

「^{ふりがな}氏名
電話番号」を

「^{ふりがな}氏名
〔法定代理人が法人である場合にあっては、その
商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名
電話番号〕」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の市長が保有する個人情報の保護に関する規則様式第9号、様式第19号、様式第24号及び様式第29号の規定によりなされた請求は、改正後の市長が保有する個人情報の保護に関する規則様式第9号、様式第19号、様式第24号及び様式第29号によりなされた請求とみなす。

訓 令

訓令第10号

大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱を次のように定める。

平成24年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員がその職務に関して受ける要望等に係る記録、報告その他の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の職員であって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属するものをいう。
- (2) 要望等 職員以外の者が行う要望、要請、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 公式又は公開の場において行われる要望等であって、議事録その他これに類するものとして別に記録がされるもの
 - イ 要望等の内容が単なる問合せ又は公表されている事実の内容確認であるもの
 - ウ 大和高田市法令遵守推進条例(平成23年条例第19号)第2条第6号に規定する特定要求行為に該当するもの

(要望等の記録等)

第3条 職員は、要望等を受けたときは、速やかに要望等の記録票(様式第1号。以下「記録票」という。)に必要事項を記載し、所属長に報告するものとする。この場合において、要望等が陳情書、要望書、申請書その他の文書(ファクシミリ、電子メール等を含む。)によるものであるときは、記録票中の要望等の内容欄への記載に代えて当該文書を記録票に添付するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、記録票に要望等に対する処理方針案を付した上で広報情報課長、企画政策部長の合議を経て所属部長等の専決を受けなければならない。ただし、陳情書その他所属部長等が重要と認める要望等については、市長の決裁を受けなければならない。

3 所属長は、要望等の内容が他の部課等に関係する場合には、関係する部課長等に要望等の内容を報告し、処理方針案について協議する等必要な措置を講ずるものとする。

4 広報情報課長は、第2項の規定による合議をしたときは、要望等の総括表(様式第2号)に必要事項を記載するとともに、定期的に市長に報告しなければならない。

5 所属長は、処理方針が決定されたときは、速やかに相手方にその処理方針を回答するものとする。この場合において、決定された処理方針が第2項の規定による広報情報課長の合議を経た際の処理方針案と異なる場合は、その旨を広報情報課長に報告しなければならない。

(管理及び公開)

第4条 所属長は、記録票を大和高田市文書規則(平成11年規則第14号)に基づき適正に管理し、5年間保管するものとする。

2 記録票は、大和高田市情報公開条例(平成10年条例第25号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する公文書として開示請求の対象となり、開示又は不開示の判断については、条例第6条の規定によるものとする。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

要望等の記録票

年 月 日

所属長

大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱(平成24年訓令第10号)の規定により、次のとおり報告します。

受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分
受付場所	
受付方法	1. 面談 2. 電話 3. ファクシミリ 4. 電子メール 5. その他()
要望等の相手方	住所又は所在地

	氏名又は名称
	電話番号
応対者	所属 職名・氏名
要望等の内容	
処理方針案	

様式第2号(第3条関係)

要望等の総括表

(年 月～ 月分)

番号	要望等の年月日	年 月 日	相手方	1. 個人 2. 団体
	要望等の概要	方法 () 担当課 () 内容		
	処理方針の概要			
番号	要望等の年月日	年 月 日	相手方	1. 個人 2. 団体
	要望等の概要	方法 () 担当課 () 内容		
	処理方針の概要			
番号	要望等の年月日	年 月 日	相手方	1. 個人 2. 団体
	要望等の概要	方法 () 担当課 () 内容		

	処理方針の概要			
番号	要望等の年月日	年 月 日	相手方	1. 個人 2. 団体
	要望等の概要	方法（ ） 担当課（ ） 内容		
	処理方針の概要			

告 示

告示第48号

身体障害者相談員設置要綱を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

身体障害者相談員設置要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の身体障害者相談員（以下「相談員」という。）の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委嘱）

第2条 市長は、人格見識が高く、社会的信望があり、身体に障害がある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動でき、かつ、その地域の実情に精通している者で、原則として身体に障害のある者のうちから適当と認められる者に対して委嘱通知書（第1号様式）により相談員として委嘱する。

（任期）

第3条 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された相談員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（業務）

第4条 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 身体障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。
- （2） 身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。
- （3） 身体に障害のある者の更生援護につき関係機関の業務に協力すること。
- （4） 身体に障害のある者に対する市民の認識と理解を深めるため、関係団体との連携を図って障害者福祉の増進に努めること。
- （5） その他前各号に附帯する業務を行うこと。

（関係機関との連携）

第5条 相談員は、業務を行うに当たっては、大和高田市社会福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

（委嘱の解除）

第6条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
 - (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
 - (3) 相談員としてふさわしくない行為があった場合
 - (4) その他市長が適当でないと認めた場合
- (責務)

第7条 相談員は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 身体障害者の身上及び家庭に関する秘密を守らなければならない。
 - (2) 業務を行うに当たって、相談員であることを証する証票(様式第2号)を携帯しなければならない。
 - (3) 業務を行うために必要なケース記録その他帳簿を整備しなければならない。
- (補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、相談員について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

委嘱通知書

身体障害者相談員に委嘱させていただきましたので通知します。

なお、職務の執行に当たっては、下記の事項に注意して行われますようお願いいたします。

1. 業務

次の各号の業務を行います。

- (1) 身体障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。
- (3) 身体に障害のある者の更生援護につき関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体に障害のある者に対する市民の認識と理解を深めるため、関係団体との連携を図って障害者福祉の増進に努めること。
- (5) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

2. 関係機関との連携

相談員は、業務を行うに当たっては、大和高田市社会福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

3. 任期

年 月 日から 年 月 日まで

4. 委嘱の解除

相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を解除する場合があります。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

5. その他

相談員は、次の各号に掲げる責務を負います。

- (1) 身体障害者の身上及び家庭に関する秘密を守らなければならない。
- (2) 業務を行うに当たっては、身体障害者相談員証を携帯すること。
- (3) 業務を行うために必要なケース記録その他帳簿を整備しなければならない。

様式第2号(第7条関係)

(表)

		第 号
		年 月 日
身体障害者相談員証		
住 所		
氏 名		
生年月日		
任 期	年 月 日から	
	年 月 日まで	
上記の者は、大和高田市身体障害者相談員であることを証明する。		
大和高田市長		印

(裏)

(注 意)
1 この証は、職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 この証は、他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
3 この証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに届け出なければならない。
4 この証は、退職し、又は解職されたときは、直ちに返還しなければならない。

告示第49号

知的障害者相談員設置要綱を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田誠克

知的障害者相談員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第1項の知的障害者相談員(以下「相談員」という。)の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 市長は、人格見識が高く、社会的信望があり、知的障害がある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動でき、かつ、その地域の実情に精通している者で、原則として知的障害のある者の保護者のうちから適当と認められる者に対して委嘱通知書(第1号様式)により相談員として委嘱する。

(任期)

第3条 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された相談員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 知的障害のある者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言(知的障害者更生相談所及び児童相談所が行う専門的な相談指導を除く。)を行うこと。
- (2) 知的障害のある者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること。

- (3) 知的障害のある者に対する援護思想の普及に努めること。
 - (4) 知的障害のある者に対する市民の認識と理解を深めるため、関係団体との連携を図って障害者福祉の増進に努めること。
 - (5) その他前各号に附帯する業務を行うこと。
- (関係機関との連携)

第5条 相談員は、業務を行うに当たっては、大和高田市社会福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

(委嘱の解除)

第6条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

(責務)

第7条 相談員は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 知的障害のある者の身上及び家庭に関する秘密を守らなければならない。
- (2) 業務を行うに当たって、相談員であることを証する証票(様式第2号)を携帯しなければならない。
- (3) 業務を行うために必要なケース記録その他の帳簿を整備しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、相談員について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

委嘱通知書

知的障害者相談員に委嘱させていただきましたので通知します。

なお、職務の執行に当たっては、下記の事項に注意して行われますようお願いいたします。

1. 業務

次の各号の業務を行います。

- (1) 知的障害のある者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言(知的障害者更生相談所及び児童相談所が行う専門的な相談指導を除く。)を行うこと。
- (2) 知的障害のある者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること。
- (3) 知的障害のある者に対する援護思想の普及に努めること。
- (4) 知的障害のある者に対する市民の認識と理解を深めるため、関係団体との連携を図って障害者福祉の増進に努めること。
- (5) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

2. 関係機関との連携

相談員は、業務を行うに当たっては、大和高田市社会福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

3. 任期

年 月 日から 年 月 日まで

4. 委嘱の解除

相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を解除する場合があります。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

5. その他

相談員は、次の各号に掲げる責務を負います。

- (1) 知的障害のある者の身上及び家庭に関する秘密を守らなければならない。
- (2) 業務を行うに当たっては、知的障害者相談員証を携帯すること。
- (3) 業務を行うために必要なケース記録その他帳簿を整備しなければならない。

様式第2号(第7条関係)

(表)

第 号
年 月 日
知的障害者相談員証
住 所
氏 名
生年月日
任」を「告示」に改める。
様式第1号中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、「受けたいの で」の次に「公益社団法人」を加える。
様式第4号中
期 年 月 日から
年 月 日まで
上記の者は、大和高田市知的障害者相談員であることを証明する。
大和高田市長 印

(裏)

(注 意)

- 1 この証は、職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証は、他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 3 この証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに届け出なければならない。
- 4 この証は、退職し、又は解職されたときは、直ちに返還しなければならない。

告示第50号

社団法人大和高田市シルバー人材センター運営補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

社団法人大和高田市シルバー人材センター運営補助金交付要綱の一部を改正する告示
社団法人大和高田市シルバー人材センター運営補助金交付要綱(平成2年告示第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

第1条中「要綱」を「告示」に、「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

第4条第2項中「人材センター」の次に「運営」を加える。

第12条中「要綱

「大和高田市シルバー人材センター

補助金交付決定通知書」を

「大和高田市シルバー人材センター

運営補助金交付決定通知書」に、

「社団法人」を「公益社団法人」に改め、「決定したので」の次に「公益社団法人」を加える。

様式第5号中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、「したいので」の次に「公益社団法人」を加える。

様式第6号中「社団法人」を「公益社団法人」に、「、大和高田市」を「公益社団法人 大和高田
フリガナ

市」に、「名 義」を「名 義」に改める。

様式第7号中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、「実績を」の次に「公益社団法人大和高田市」を加える。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

告示第67号

平成24年5月14日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

平成24年5月7日

大和高田市長 吉 田 誠 克

告示第68号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成24年5月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成24年6月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年2月2日、同月6日、同月8日、同月14日、同月16日、同月21日、同月27日

告示第69号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者指定したので告示します。

平成24年5月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人 生活支援センターもちつもたれつ 大和高田市内本町6-18
指定等に係る事業所の名称及び所在地	生活支援センターもちつもたれつ 大和高田市内本町6-18
指定等の年月日	平成24年5月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業
事業の主たる対象者	障害の種類のため無し
特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号	特定相談支援事業所番号2930800020 障害児相談支援事業所番号2970800179

告示第70号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成24年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名 称	種 類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	日本共産党	はり札	1 1	市内	5/18	5/18	市役所西駐車場
2	公明党	はり札	1	市内	5/18	5/18	市役所西駐車場
3	自由民主党	はり札	3	市内	5/18	5/18	市役所西駐車場
4	幸福実現党	はり札	3 6	市内	5/18	5/18	市役所西駐車場
5	健全会友の会	はり札	5 5	市内	5/18	5/18	市役所西駐車場
6	荒木珠算塾	はり札	1	市内	5/18	5/18	市役所西駐車場
7	松村珠算書道塾	はり札	1	市内	5/18	5/18	市役所西駐車場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成24年5月30日付で専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成24年5月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成24年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）専決処分

平成24年度大和高田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,740,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 諸収入		224,865	10,000	234,865
	4. 雑入	209,165	10,000	219,165
補正されなかった科目に係る額		21,505,135	0	21,505,135
歳入合計		21,730,000	10,000	21,740,000

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		1,864,236	10,000	1,874,236
	5. 幼稚園費	245,771	10,000	255,771
補正されなかった科目に係る額		19,865,764	0	19,865,764
歳出合計		21,730,000	10,000	21,740,000

告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成24年5月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成24年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成24年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

2 平成24年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）専決処分

平成24年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258,278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		42,200	258,278	300,478
	2. 雑入	42,199	258,278	300,477
補正されなかった科目に係る額		11,000	0	11,000
歳入合計		53,200	258,278	311,478

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	258,278	258,278
	1. 繰上充用金	0	258,278	258,278
補正されなかった科目に係る額		53,200	0	53,200
歳出合計		53,200	258,278	311,478

平成24年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）専決処分

平成24年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		42,698	256,961	299,659
	1. 使用料	42,698	256,961	299,659
補正されなかった科目に係る額		2	0	2
歳入合計		42,700	256,961	299,661

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰上充用金		0	256,961	256,961
	1. 繰上充用金	0	256,961	256,961
補正されなかった科目に係る額		42,700	0	42,700
歳出合計		42,700	256,961	299,661

告示第73号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の20の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者に指定したので告示します。

平成24年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	社会福祉法人 萌 大和郡山市小泉町73-1
指定等に係る事業所の名称及	生活支援センター なつつ

び所在地	大和高田市礪野北町1-2
指定等の年月日	平成24年4月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業
事業の主たる対象者	精神障害者
特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号	2930800061

告示第74号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2. 移動年月日

平成24年5月7日、同月9日、同月15日、同月21日、同月23日、同月29日、同月31日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話（0745）22-1101（代表）

公 告

公告第45号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年5月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量(1)
2 業務場所	大和高田市栄町・東中2丁目地内
3 履行期間	契約締結の日から平成24年12月28日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年5月11日(金)から平成24年5月15日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年5月16日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年5月11日(金)から平成24年5月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年5月11日(金)から平成24年5月21日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後1時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p>

	(4) 回答期限 平成24年5月21日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年5月24日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年5月25日（金）午前9時00分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,200,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第46号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年5月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	東中2丁目地内測量業務委託
-------	---------------

2 業務場所	大和高田市東中2丁目地内
3 履行期間	契約締結の日から平成24年8月31日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年5月11日（金）から平成24年5月15日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年5月16日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年5月11日（金）から平成24年5月17日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年5月11日（金）から平成24年5月21日（月）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後1時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年5月21日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>

10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年5月24日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年5月25日（金）午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥470,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第47号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年5月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕（陵西小学校棟NO. 11・16）
2 業務場所	大和高田市大字池田地内
3 業務期間	契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで

4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(10) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(耐震関連設計業務用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年5月18日(金)から平成24年5月28日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年5月29日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成24年5月18日(金)から平成24年5月25日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	(3) 配布等の場所 大和高田市大和100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣) (4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年6月4日(月)から平成24年6月8日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年6月11日(月)午後5時まで
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年6月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年6月15日(金)午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第48号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年5月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕（高田小学校棟NO. 11）
2 業務場所	大和高田市大中東町地内
3 業務期間	契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(10) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(11) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（耐震関連設計業務用）によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年5月18日（金）から平成24年5月28日（月）まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1</p>

大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年5月29日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成24年5月18日(金)から平成24年5月25日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年6月4日(月)から平成24年6月8日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年6月11日(月)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年6月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年6月15日(金)午前10時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者	<p>予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

の決定	
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第49号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年5月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕(磐園小学校棟NO.9-1・9-2)
2 業務場所	大和高田市大字有井地内
3 業務期間	契約締結の日から平成25年3月29日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。 (5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。 (6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。 (7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。 (8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (10) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (11) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。

6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(耐震関連設計業務用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年5月18日(金)から平成24年5月28日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年5月29日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成24年5月18日(金)から平成24年5月25日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年6月4日(月)から平成24年6月8日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年6月11日(月)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年6月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の</p>

	規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成24年6月15日（金）午前10時30分 （2）場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者 の決定	予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保 証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
17 最低制 限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第50号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年5月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

教育委員会**教育委員会訓令第2号**

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を別紙のように定める。

平成24年5月16日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市立学校給食調理業務（浮孔小学校・浮孔幼稚園、陵西小学校・陵西幼稚園、片塩小学校・片塩幼稚園、菅原小学校・菅原幼稚園）を実施するに当たり、業務委託に係る受託者（以下「受託者」という。）の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選定要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 校長会会長
- (3) 校長会学校給食担当者
- (4) 小学校栄養教諭
- (5) PTA代表 2名
- (6) 企画政策部長
- (7) 財務部長
- (8) 教育委員会事務局長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、最初に招集される委員会の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成24年5月21日から施行する。

教育委員会告示第11号

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を別紙のように定める。

平成24年5月23日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「時間給と」を「時間額と」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 月額 109,400円

(2) 時間額 850円

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

教育委員会告示第12号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年6月1日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

記

日時 平成24年6月7日(木)午後2時00分

場所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 第54回大和高田市美術展覧会開催要項(案)について

第2号 第29回大和高田市スポーツ少年大会開催要項(案)について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第10号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年5月7日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1 日時 平成24年5月15日(火)午前9時00分

2 場所 大和高田市大字大中100番地の1

大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

選挙管理委員会告示第11号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年5月29日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日 時 平成24年6月2日(土) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成24年6月3日から平成24年6月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成24年5月29日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

選挙管理委員会告示第13号

平成24年6月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年6月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

3分の1の数	19,163人
6分の1の数	9,582人
50分の1の数	1,150人

農業委員会

農業委員会告示第6号

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成24年5月28日

大和高田市農業委員会
会長 高井信安

- 日 時 平成24年6月7日(木) 午後3時
- 場 所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第5条規定による申請の件
第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第5号 その他

公営企業

水道事業告示第4号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成24年6月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 アダチ住設	安達 倫弘	奈良県磯城郡田原本町新町261
業者名	代表者名	所在地
株式会社 道下工業所	道下 彰	大阪府堺市美原区黒山66番地
業者名	代表者名	所在地
株式会社 西脇産業	西脇 勤	京都府木津川市加茂町美浪櫓5番